

平成23年 1月21日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

監査委員公告

○監査の結果に基づき講じた措置の公表(1~3) 1

監査委員公告

監査結果公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成23年 1月21日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
財—————336
平成22年12月3日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成22年11月2日付け監委-462で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	情報公開センター	監査年月日	平成22年10月22日
<p>(指摘事項) 事務処理を失念したことにより、後納郵便料金の支払いが遅れ、延滞金を課せられているので、業務チェック体制の強化等の対策を講じ、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 「支払い手続チェック表」を作成して、班員が随時確認できる体制を作り、再発防止に努めております。</p> <p>(指摘事項) 広報一括業務委託の変更契約において、変更後の契約額の算定に誤りがあるので、今後は適正に処理すること。</p> <p>(措置事項) 変更契約における契約額の算定方法を見直し、今年度の広報一括業務委託の変更契約にあたっては、適正に処理しております。</p>			
監査課所名	税務課	監査年月日	平成22年10月22日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成22年10月末現在の未収金合</p>			

計額は、前年同期に比べ9.9%、2億1,089万円増の23億2,987万円となっております。このうち、個人県民税が69.8%を占めていることから、市町村と協力して給与支払者の特別徴収を推進し滞納の未然防止を図るとともに、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構において滞納処分を行うことにより、その縮減に努めてまいります。

また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名	学術国際政策課	監査年月日	平成22年10月14日
<p>(指摘事項) 県立大学授業料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金700,400円については、未納者本人及び保証人に対する納入指導に努めており、平成22年10月末日までに64,000円を回収しております。 今後も引き続き、納付の継続を求めてまいります。</p>			
監査課所名	科学技術課	監査年月日	平成22年10月14日
<p>(指摘事項) 高度技術研究所使用料に係る未収金について、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 当該未収金については、債務者の破産手続きが終了したことにより、回収できる見込みがなくなったことから、平成20年3月11日付けで徴収停止措置としております。 今後は、年度内に不納欠損の手続きを行うこととしております。</p> <p>(指摘事項) 私用車による出張旅費において、通勤手当との調整が不適切なため支給額の算定を誤っているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に処理すること。</p> <p>(措置事項) 誤支給分については、平成22年10月22日に返還しております。 今後は、通勤手当との調整を適正に行うため出張者の注意を喚起するとともに、決裁時の確認を徹底してまいります。</p>			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成22年10月15日
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年度から繰越調定した未収金49,345,033円については、一部納付を含め、平成22年10月末までに2,009,368円を回収しております。 今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。 なお、生活保護費返還金の未納防止策としては、被保護世帯に対し、収入の申告義務等生活保護制度を十分説明するとともに、生活実態を把握し、返還金が発生しないよう努めておりますが、それでもなお発生した返還金については、生活状況を把握したうえで償還計画の提出を求めるとともに、計画どおり納付するよう指導してまいります。 また、現在返還が滞っている者に対しては、個別訪問等により生活状況を把握のうえ、納入指導を行うとともに、転居等による管外居住者については、所管する福祉事務所より情報提供を求め、生活実態を把握し納入指導を行ってまいります。</p>			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成22年10月15日
<p>(指摘事項) 児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>			

平成21年度から繰越調定した未収金52,986,439円については、平成22年10月末までに7,790,484円を回収しております。
今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成22年10月15日
-------	--------	-------	-------------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成21年度から繰越調定した未収金149,019,419円については、平成22年10月末までに一部納付を含め5,287,453円を回収しております。

今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。

なお、過年度未納分については、納入義務者に対する督促状の発出、文書による催告のほか、日ごろから担当職員、母子自立支援員及び償還指導員による家庭訪問や電話による催告などを行い、回収の向上に努めております。

監査課所名	健康推進課	監査年月日	平成22年10月15日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

特定疾患医療費不正請求の返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成21年度から繰越調定した未収金1,024,841円については、平成22年10月末までに一部納付を含め、63,663円を回収しております。

今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成22年10月15日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成21年度から繰越調定した未収金81,188,258円については、平成22年10月末までに、一部納付として760,590円を回収しております。

今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。

なお、公的医療機関等設備整備基金貸付金については、平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。

(指摘事項)

事務処理を失念したことにより、国有ワクチン抗毒素代金の支払いが遅れ、延滞金を課せられているので、業務チェック体制の強化等の対策を講じ、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

今後は、業務の進行管理を徹底し、支払い遅延のないよう適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	県民文化政策課	監査年月日	平成22年10月21日
-------	---------	-------	-------------

(指摘事項)

総合生活文化会館事業収入に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)

総合生活文化会館事業収入の未収金17,848円につきましては、平成22年11月29日付け、全額納入済みであります。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成22年10月21日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

能代市の産廃処理場に係る行政代執行費用に係る未収金の回収に一層努めるとともに、八郎潟町の産廃処理場に係る行政代執行費用に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

能代市の産廃処分場に係る行政代執行費用の債務者のうち、法人については破産宣告を受けていることから、破産管財人に交付要求しており、破産手続きの進捗状況を随時確認しておりますが、現在のところ配当に向けた動きはなく、また、個人及び関連法人については、財産調査等を行い、滞納処分可能な財産を差し押さえる等の措置を執っております。今後とも財産調査を継続し、費用の回収に努めてまいります。

八郎潟町の産廃処分場に係る行政代執行費用の債務者については、滞納処分の執行停止の措置を執っており、資産調査を継続しながら、適正な債権管理に努めてまいります。

監査課所名

農林政策課団体指導室

監査年月日

平成22年10月19日

(指摘事項)

林業・木材産業改善資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

林業・木材産業改善資金、農業改良資金及び農業振興対策資金の未収金については、債務者へ文書及び面談により返済催告を実施する他、必要に応じて連帯保証人に対しても催告を実施し、未収金の回収に努めます。また、延滞が長期化している事例については、個々の資産状況を把握し、その状況に応じた最終整理への対応を検討してまいります。

監査課所名

農畜産振興課

監査年月日

平成22年10月19日

(指摘事項)

畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、県内の債務者2名のうち1名については分割で償還を行っており、今後も償還を継続するように指導いたします。

もう1名については、平成22年5月に納付済みとなっております。

また、県外の債務者2名のうち1名については、時効の援用があったことから、不納欠損処分を行う予定であります。

もう1名については、所在不明となっておりますので、市の協力を得ながら所在の確認を進めてまいります。

(指摘事項)

新たに購入した物品について、納入先の地方公所の長が管理すべきものを、購入元の課長としているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な物品管理を行うこと。

(措置事項)

購入した物品については、平成22年8月31日に所管換の手続きを行っております。

今後は、事務手続き等に十分留意し、適切な物品管理を行ってまいります。

監査課所名

農地整備課

監査年月日

平成22年10月19日

(指摘事項)

工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金について、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

工事前払金返還利息に係る未収金については、いずれも法人の解散や営業停止などから債権の回収が非常に困難なため、徴収停止の措置を講じております。

今後は、不納欠損処分等の必要な手続きについても検討してまいります。

監査課所名

水と緑の森づくり課

監査年月日

平成22年10月19日

(指摘事項)

職員給料の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

職員の給料返納に係る未収金につきましては、これまで本人の所在に関する情報収集に努めてきましたが、平成22年5月に本人の現住所地である横浜市役所に住民票の写しの交付を請求し、平成22年5月28日に住民票記載の住所あてに催告状を送付いたしました。しかし、平成22年6月2日に催告状が宛先人不明により返送され、当該住所地に本人が居住していないことが判明いたしました。(平成22年8月に再度横浜市役所に照会しましたが、転居届はされていないことを確認)また、平成22年8月4日に本人の実家を訪問し、母親と面談を行い、返還に関しての依頼を行いました。今後も引き続き状況把握を行うとともに、早期の回収に向けて努力してまいります。

監査課所名	産業経済政策課	監査年月日	平成22年10月14日
-------	---------	-------	-------------

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

延滞となっている債務者及び連帯保証人への訪問督促に加え、前年度無納付者への重点訪問など、前年度以上の訪問回数で償還を促していくことを目標としてまいります。

また、長期・多額の延滞者は、早急な解消が難しいことから、償還計画や当面の償還予定を立てさせるなど、少しでも増額となる分納を指導してまいります。

なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して考えてまいります。

監査課所名	地域産業課誘致企業室	監査年月日	平成22年10月14日
-------	------------	-------	-------------

(指摘事項)

工業団地開発事業財産貸付収入に係る未収金の回収に一層努めるとともに、違約金に係る未収金については、適切な債権管理を行うこと。

(措置事項)

工業団地開発事業特別会計の財産貸付収入に係る未収金については、納入義務者への面接、企業訪問、電話連絡を定期的実施し、企業の活動状況を把握するとともに、分割納付及び支払い計画の協議等を行っております。

また、工業団地開発事業特別会計の違約金に係る未収金については、当該企業の活動実態が無く、民法上の消滅時効期日(平成17年11月19日)が経過していることから、債権放棄に向けて適切な対応を行っていくこととしております。

監査課所名	建設管理課	監査年月日	平成22年10月20日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

普通財産(廃道敷地)に係る賃貸料について、収入科目を財産収入とすべきところを雑入としているので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

今後は収入科目に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	下水道課	監査年月日	平成22年10月20日
-------	------	-------	-------------

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から21年度の下水道課の未収金は、下水道使用料が10件553,445円、工事請負会社の倒産に伴う工事前払金返還利息(雑入)が1件15,369円で、合計11件568,814円であります。

このうち下水道使用料については、これまで、4名の未納者に対し、訪問や書面等による督促を行った結果、18年度分の一部10,000円、21年度分2件312,521円の入金があり、22年11月5日現在の下水道使用料未収金は、8件230,924円となっています。

今後も引き続き、関係機関と連携をとりながら、未納者に対して書面及び訪問による督促を行うほか、納付方法の相談に応ずるなどして、早期の回収に努めます。

また、工事前払金返還利息に係る未収金については、債務者の破産手続きにおいて2,042円の配当額が確定

し、収入済みとなっております。残額の13,327円については、債務者の破産手続きが終了したことから、不納欠損処分する予定としております。

監査課所名

道路課

監査年月日

平成22年10月20日

(指摘事項)

工事請負契約解除に伴う違約金等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

道路占用料に係る未収金については、平成22年6月2日に全額回収いたしました。

工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、電話、文書による督促を実施しているものの未だ全額の回収にいたっておりません。引き続き、電話、文書等による督促などを実施し回収に努めてまいります。

工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金の2件のうち、1件は地方自治法施行令の規定による徴収停止の措置を講じておりますが、状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。残る1件については、現在債務者の破産手続きが進められており、その推移もふまえながら適切な債権管理に努めてまいります。

監査課所名

河川砂防課

監査年月日

平成22年10月20日

(指摘事項)

河川土石採取料等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、業務委託契約解除に伴う違約金等に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

河川占用料(99,973円)及び契約解除違約金(359,625円)に係る未収金については、地方自治法施行令第171条の5第1号の規定により徴収停止の措置を行っております。これらの債権について、平成22年度中に不納欠損処分を予定しております。

工事前払金返還利息(30,200円)に係る未収金については、電話・訪問等により納入を働きかけた結果、平成22年11月15日までに15,200円を回収しております。

今後も引き続き、電話・訪問等による納入指導を実施し、全額回収に努めてまいります。

河川土石採取料(127,188円)に係る未収金については、月々分割納入が行われており、平成22年11月15日までに114,192円回収しております。

今後も引き続き、月々分割納入の継続を指導し、全額回収に努めてまいります。

監査課所名

港湾空港課

監査年月日

平成22年10月20日

(指摘事項)

港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

行政代執行の未収金については、債務者の所有する不動産に対して参加差押処分を行っており、今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

港湾施設用地使用料の未収金については、分割納付により平成22年10月末までに788,080円が納付され、未納残額が1,404,000円となっております。また、債務者の所有する不動産に対して参加差押処分を行っております。今後も訪問等により督促を行い、債務の回収に努めてまいります。

監査課所名

建築住宅課

監査年月日

平成22年10月20日

(指摘事項)

県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

県営住宅は、住宅確保が困難な者に対するセーフティーネットの役割を担っており、入居者は、低所得で失業・病気等の不意の出費等に対応できず、家賃減免等の措置を講じているにもかかわらず滞納する傾向にあります。

県では、平成11年度に「県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱」を策定し、平成12年度から滞納者に対する督促を組織的に、かつ継続的に行っているところですが、これを更に徹底するとともに、より滞納原因の把握に努め、それに適した制度（生活保護や多重債務整理）を紹介するなど、滞納の発生を抑え、更には解消に努めます。

また、生活保護世帯の家賃は、今年度4月分より市の福祉事務所から県へ直接納入されています。

さらに、滞納家賃を精算せずに退去した滞納者に対して支払督促の申立を予定しております。

監査課所名	会計管財課	監査年月日	平成22年10月21日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

土地貸付収入等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成21年度から繰越調定した土地貸付料の未収金及び延滞金1,346,966円については、平成22年11月10日までに140,000円を回収しました。

定期的な電話連絡による状況確認又は毎月の臨戸による分割徴収に努めているところではありますが、今後とも全額納入されるよう債権回収についてさらに努力してまいります。

監査課所名	会計管財課公共建築物活用室	監査年月日	平成22年10月21日
-------	---------------	-------	-------------

(指摘事項)

県庁舎入居団体費用収入等に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)

電話連絡による状況確認又は臨戸による徴収に努めているところではありますが、今後とも全額納入されるよう債権回収についてさらに努力してまいります。

監査課所名	総務事務センター	監査年月日	平成22年10月21日
-------	----------	-------	-------------

(指摘事項)

恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成21年度までの返納総額は1,390,000円で、これによる債権残額は3,906,667円となっています。返納金については分割納入が行われており、平成22年1月からは毎月の返納額を増額し、これまで滞ることなく返納が継続していますが、今後とも、引き続き面談、電話及び書面による督促や、他の債務状況の把握等を行い、早期回収に努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成22年8月24日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ、10.2%、546万円余り増の5,900万円となっております。

このうち、個人県民税が98.3%を占めていることから、鹿角市・小坂町との合同滞納整理など協働の取り組みを継続するほか、徴収困難事案等については秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。

また、個人県民税以外については、今後も早期着手、早期判断を心がけ、適切な滞納者管理のもと、悪質な滞納者に対しては厳正な処分を臨むとともに、離職者等からの納税相談などには、きめ細やかな対応を心がけるなど、滞納整理の促進、強化を図ってまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局（建設部）	監査年月日	平成22年8月24日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

下水道事業使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から平成21年度の未収金は10件553,445円であります。

これまで、4名の未納者に対し訪問や書面による督促を行った結果、平成18年度分の一部10,000円、平成21年度分2件312,521円の入金があり、平成22年11月5日現在の下水道使用料未収金は、8件230,924円となっております。

今後も引き続き、関係機関と連携を取りながら、未納者に対し書面及び訪問による督促を行うほか、納付方法の相談に応ずるなどして、早期回収に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成22年 8 月25日
-------	-----------------	-------	--------------

(指摘事項)

団体事務室として許可した行政財産の目的外使用において、光熱水費等の費用徴収をしていないので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

行政財産目的外使用における光熱水費等の費用徴収については、平成22年 8 月27日に9,073円の調定を行い、平成22年 9 月 2 日に収納しております。

今後は、適切な事務処理をしております。

監査課所名	北秋田地域振興局（県税部）	監査年月日	平成22年 8 月25日
-------	---------------	-------	--------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところでありますが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ1.2%、197万円余り減の1億6,718万円余りとなっております。

このうち、個人県民税が86.0%を占めていることから、市村と協力して給与支払者の特別徴収を推進し、滞納の未然防止を図るとともに、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。

また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むとともに、離職者等からの納税相談などには、きめ細やかな対応を心がけるなど、未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	平成22年 8 月25日
-------	-------------------	-------	--------------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成21年度から繰越調定した未収金16,653,695円につきましては、平成22年10月末日までに、一部納付を含め2,452,608円を回収しております。

今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び未然防止に一層努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成22年 8 月25日
-------	---------------	-------	--------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めるとともに、業務委託契約解除に伴う違約金等に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

県営住宅使用料に係る未収金については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により継続的に督促を行っているところですが、今後は滞納者本人への督促強化とともに、連帯保証人への督促を強化するなど一層の回収に努めてまいります。

河川占用料に係る未収金及び業務委託契約解除に伴う違約金に係る未収金については、今後の徴収が不可能と認められたことから、地方自治法施行令第171条の5第1号の規定による徴収停止の措置を行っております。

す。これらの債権について、平成22年度中に不納欠損処分を予定しております。

監査課所名	山本地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成22年8月25日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ6.9%、1,257万円増の1億9,499万円となっております。このうち、個人県民税が78.2%を占めていることから、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成22年8月25日
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年度から繰越調定した未収金11,115,319円につきましては、平成22年10月末までに一部納付を含め、438,984円を回収しております。</p> <p>今後とも、書面、電話及び自宅訪問による督促を行い、未収金の早期回収及び未然防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	平成22年8月25日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 県営住宅使用料の未収金については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により継続的に督促を行っているところですが、今後は滞納者本人への督促強化とともに、連帯保証人への督促を強化するなど一層の回収に努めてまいります。</p> <p>工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、電話、文書による督促等を実施しているものの未だ全額の回収に至っておりません。引き続き、電話、文書等による督促などを実施し回収に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 普通財産に係る賃貸料に算定の誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 算定の誤りがあった普通財産の賃貸料については、改正前の秋田県行政財産使用料徴収条例に基づく単価により徴収していたため、過徴収分を返納します。</p> <p>今後は、秋田県行政財産使用料徴収条例等に十分留意し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（県税部）	監査年月日	平成22年8月31日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ、14.1%、1億4,286万円増の11億5,712万円となっております。</p> <p>このうち、個人県民税が60.0%を占めていることから、市町村と協力して給与支払者の特別徴収を推進し滞納の未然防止を図るとともに、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。</p>			

また、個人県民税以外については、今後も適切な納税者管理を徹底し、悪質な滞納事案などは、預貯金等の債権差押えに重点を置いた厳正な処分執行など整理強化を図り未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成22年8月31日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年度から繰越調定した未収金40,408,210円につきましては、平成22年10月末までに、一部納付を含め1,791,668円を回収しております。 今後とも未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（農林部）	監査年月日	平成22年8月31日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金について、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 当該未収金については、債務者の破産手続の終結により平成21年7月に徴収停止の措置を講じました。今後は、不納欠損処分とする予定としております。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成22年8月31日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 県営住宅使用料に係る未収金については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により継続的に督促を行っているところですが、今後は滞納者本人への督促強化とともに、連帯保証人への督促を強化するなど一層の回収に努めてまいります。 道路占用料に係る未収金については、平成22年6月2日に全額回収いたしました。 河川土石採取料に係る未収金については、平成18年6月30日付けで分割納入誓約書の提出を受け、翌月から納付があり平成22年11月15日までに372,192円を回収しております。今後も全額回収に努めてまいります。 工事前払金返還利息に係る未収金については、債務者の破産手続きにおいて2,042円の配当額が確定し、収入済となっております。残額の13,327円については、債務者の破産手続きが終了したことから、不納欠損処分とする予定としております。</p>			
監査課所名	由利地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成22年9月2日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期に比べ11.0%、2,527万円余り増の2億5,533万円となっております。 このうち、個人県民税が77.1%を占めていることから、由利本荘市・にかほ市との合同滞納整理など協働の取り組みを継続するほか、徴収困難事案等については秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。 また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により、未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	由利地域振興局（建設部）	監査年月日	平成22年9月2日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措置事項)</p>			

工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、現在債務者の破産手続きが進められており、債権者集会に出席するなどして手続きの進捗状況の把握に努めております。今後もその推移もふまえながら適正な債権管理に努めてまいります。

(指摘事項)

普通財産(廃道敷地)に係る賃貸料に算定の誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

使用料の不足分につきましては、平成22年11月16日付けで追加調定を行い、平成22年11月22日付けをもって納入済みとなっております。

今後は適正な事務処理に努めてまいります。

(措置事項)

普通財産(廃道敷地)に係る賃貸料について、収入科目を財産収入とすべきところを雑入としているので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

今後は収入科目に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

監査課所名

仙北地域振興局(総務企画部)

監査年月日

平成22年8月31日

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところですが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ5.9%、1,438万円増の2億5,838万円余りとなっております。このうち個人県民税が70.1%を占めていることから、美郷町との合同滞納整理など協働の取り組みを継続するほか、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。

また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名

仙北地域振興局(農林部)

監査年月日

平成22年8月31日

(指摘事項)

職員給料の返納金に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

職員給料の返納金に係る未収金につきましては、現在、本人の所在が不明となっておりますが、引き続き家族との接触により所在情報の収集を図る等、収納に努めてまいります。

工事請負契約解除に伴う前払剰余金の返還利息に係る未収金につきましては、徴収停止の措置を講じておりますが、状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。

監査課所名

仙北地域振興局(建設部)

監査年月日

平成22年8月31日

(指摘事項)

工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金について、適正に債権管理を行うこと。

(措置事項)

工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金につきましては、徴収停止の措置を講じておりますが、状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。

(指摘事項)

行政財産の目的外使用に係る使用料に算定の誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

使用料の不足分につきましては、平成22年7月22日付けで追加調定を行い、平成22年9月2日付けをもって納入済みとなっております。

今後は、適正な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)

<p>普通財産（廃道敷地）に係る賃貸料について、収入科目を財産収入とすべきところを雑入としているので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>今後は収入科目に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成22年8月24日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところですが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ10.9%、1,533万円増の1億5,627万円余りとなっております。</p> <p>このうち、個人県民税が83.6%を占めていることから、徴収困難事案等については秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により、未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成22年8月24日
<p>(指摘事項)</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>平成21年度から繰越調定した未収金73,550,872円につきましては、平成22年10月末日までに、一部納付を含め1,892,979円を回収しております。</p> <p>今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	平成22年8月24日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により継続的に督促を行っているところですが、今後は滞納者本人への督促強化とともに、連帯保証人への督促を強化するなど一層の回収に努めてまいります。</p> <p>工事前払金返還利息（30,200円）に係る未収金については、電話・訪問等により納入を働きかけた結果、平成22年11月15日までに15,200円を回収しております。</p> <p>今後も引き続き、電話・訪問等による納入指導を実施し、全額回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	雄勝地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成22年9月2日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところですが、平成22年10月末現在の未収金合計額は、前年同月期と比べ3.6%、302万円減の8,158万円余りとなっております。このうち個人県民税が84.2%を占めていることから、市町村との連携を密にし、合同滞納整理など協働の取り組みを継続するほか、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう指導してまいります。</p> <p>また、個人県民税以外については、今後も滞納整理の徹底に努め、悪質な滞納事案については、厳正な処分を執行すること等により未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	雄勝地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成22年9月2日

<p>(指摘事項) 心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年度から繰越調定した未収金171,000円につきましては、平成22年10月末までに、18,000円を回収しております。</p> <p>今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	産業技術総合研究センター	監査年月日	平成22年7月14日 [平成22年8月18日]
<p>(指摘事項) 高度技術研究所使用料に係る未収金について、適正な債権管理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 当該未収金については、債権者の破産手続きが終了したことにより、回収できる見込みがなくなったことから、平成20年3月11日付けで徴収停止措置としております。</p> <p>今後は、年度内に不納欠損の手続きを行うこととしております。</p>			
監査課所名	太平療育園	監査年月日	平成22年3月25日 [平成22年8月18日]
<p>(指摘事項) 入所者の医療費等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年度から繰越調定した未収金7,309,177円については、平成22年10月末までに6,896,984円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 医事業務委託契約において、競争入札により契約すべきところを単独随意契約で執行しているため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 今後は、関係法令を遵守の上、競争入札の実施など適切な契約事務の実施に努めてまいります。</p>			
監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成22年8月19日
<p>(指摘事項) 児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 平成21年度から繰越調定した未収金16,764,220円については、平成22年10月末までに129,200円を回収しております。</p> <p>今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。</p> <p>なお、過年度未納分については、納入義務者に対する督促状の発出、文書による催告のほか、納入指導員等職員による訪問催告を行うなど、未収金の回収に努めております。</p> <p>(指摘事項) 財務規則に規定する期間内に督促状を送付していないものがあるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 昨年度発出していなかった督促状については、平成22年11月25日付けで一括して送付しております。</p> <p>なお、今後は財務規則に規定する期間内に督促状を送付するよう、適切に処理してまいります。</p>			
監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成22年8月18日
<p>(指摘事項) 児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p>			

平成21年度から繰越調定した未収金51,852,080円については、平成22年10月末までに446,270円を回収しております。

今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。

なお、過年度未納分については、納入義務者に対する督促状の発出や文書による催告を行い未収金の回収に努めてまいります。

(指摘事項)

財務規則に規定する期間内に督促状を送付していないものがあるので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

昨年度発出していなかった督促状については、平成22年7月21日付けで一括して送付しております。

なお、今後は財務規則に規定する期間内に督促状を送付するよう、適切に処理してまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成22年8月19日
(指摘事項)	児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	平成21年度から繰越調定した未収金14,433,434円については、平成22年10月31日までに848,650円を回収しております。		
	今後とも未収金の早期回収及び未納防止に一層努めてまいります。		
	なお、過年度未納分については、納入義務者に対して文書による催告をするほか、県内在住の未納者については、直接訪問して催告を行うなど、未収金の回収に努めております。		
監査課所名	生活センター	監査年月日	平成22年4月20日 [平成22年8月20日]
(指摘事項)	物品の購入において、需用費で支出すべきものを、備品購入費で支出しているものがあるので、今後は適切に処理すること。		
(措置事項)	支出負担行為時、備品購入費に該当する物品でありましたが、入札の結果、契約額が3万円を下回り、この際需用費への科目更正が必要だったにもかかわらず、これを失念していたものであります。		
	今後はこのようなことがないよう、①物品の集中調達時の落札金額の確認及び納入時の検査確認を徹底し、②契約額から備品に該当しないことが判明した場合は、当該物品を備品台帳から削除すると同時に科目更正処理を行い、事務処理の漏れを防ぐことで、再発防止に努めてまいります。		
監査課所名	福岡事務所	監査年月日	平成22年9月3日
(指摘事項)	借上公舎解約に伴う敷金返還金に係る未収金の回収に努めること。		
(措置事項)	当該未収金につきましては、債務者が納入期限内の5月20日に納入したものの、金融機関相互の事務処理に日数を要したことから、6月4日の収入となったものであります。		
	今後は金融機関と密に連携を図りながら、未収金が発生しないよう努めてまいります。		
監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成22年7月13日 [平成22年8月20日]
(指摘事項)	港湾施設用地使用料に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	港湾施設用地使用料に係る未収金については、分割納付により平成22年10月末までに788,080円が納付され、未納残額が1,404,000円となっております。		
	今後も債権者の所有する不動産の参加差押処分を継続するとともに、引き続き訪問等による督促を続け債権回収に努めてまいります。		

監査課所名	船川港湾事務所	監査年月日	平成22年7月21日 [平成22年8月20日]
<p>(指摘事項) 深淺測量業務委託において、複数の者から見積書を徴収して契約の相手方を決定できる契約内容であるにもかかわらず、特定の相手方と契約しているため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 今後は、事務取扱等に十分留意し適切に処理してまいります。</p>			

※ 監査年月日欄の [] は、決算後数値による追加監査年月日である。

監査結果公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成23年1月21日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
教総—————2435
平成22年12月3日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について(報告)

平成22年11月2日付け監委-462で通知のあった監査結果について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

監査課所名	福利課	監査年月日	平成22年10月18日
<p>(指摘事項) 恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 恩給の返納金に係る未収金は、平成22年9月2日、823,608円全額を収納しております。</p>			
監査課所名	横手高等学校	監査年月日	平成22年7月16日 [平成22年8月27日]
<p>(指摘事項) 全国物理コンテスト試験会場等として使用許可した行政財産の目的外使用許可において、光熱水費の実費徴収をしていないので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の実費徴収については、平成22年10月6日、実費140円を徴収しております。今後は、こうした誤りが生じないよう事務取扱等に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>			

※ 監査年月日欄の [] は、決算後数値による追加監査年月日である。

監査結果公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成23年1月21日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
 秋田県監査委員 樽 川 隆
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 秋公委会第1号
 平成22年11月10日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について

平成22年11月2日監委-462で通知のあったみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成22年10月15日
<p>(指摘事項) 放置違反金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 放置違反金及び延滞金に係る未収金は、75件1,066,700円でありましたが、訪問や文書等により督促を行った結果、27件（うち一部収納3件）364,500円が収納済となり、平成22年10月末現在で、51件702,200円となっております。</p> <p>また、交通事故に係る損害賠償金の未収金は、1件16,827円でありましたが、平成22年4月26日に収納済となっております。</p> <p>今後とも訪問や文書等による督促を継続し、全額収納に一層努めてまいります。</p>			

発 行 者 秋 田 県
 購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
 印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
 秋田市山王七丁目5番29号
 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
 URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
 秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄